

議案第29号

守口市手数料条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成27年6月19日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 守口市手数料条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第6 戸籍の附票の写しの交付の項の次に次のように加える。

通知カードの再交付	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付	1枚につき500円
-----------	--	-----------

第2条 守口市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第6 通知カードの再交付の項中「平成25年法律第27号」の次に「。以下「番号法」という。」を加え、同表住民基本台帳カードの交付の項を次のように改める。

個人番号カードの再交付	番号法第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1枚につき800円
-------------	---------------------------	-----------

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。